

運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社武蔵野機能訓練（以下「事業者」という。）が開設するヘルスケア三鷹（以下「事業所」という。）が行う指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の児童指導員、保育士等（以下「従業者」という。）が、障害児に対し、適正な指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する区市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供する
- 4 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるものとする。
- 5 前項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第一三九号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ヘルスケア三鷹
- 二 所在地 東京都三鷹市牟礼2-11-24

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名「児童発達支援管理責任者と兼務」
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 児童発達支援管理責任者 1名
児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導

等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

三 児童指導員または保育士 2名以上（うち1名以上は常勤）

児童指導員または保育士は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し適切に指導等を行う。

四 機能訓練担当職員 必要に応じて配置

機能訓練担当職員は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し必要な機能訓練を行う。

五 指導員 必要に応じて配置

指導員は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し適切に指導等を行う。

六 看護職員 必要に応じて配置

看護職員は、障害児に対し必要な看護を行う。

（営業日、営業時間及びサービス提供時間）

第5条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日（祝日を含む）

ただし、12月29日から1月3日及び会社の定める日を除く。

二 営業時間 月曜日～金曜日 12:30～18:30

祝日・学校休業日 12:30～18:30

三 サービス提供時間

（児童発達支援）月曜日～金曜日 13:00～17:00

祝日・学校休業日 13:00～17:00

（放課後等デイサービス）

月曜日～金曜日 13:00～17:00

祝日・学校休業日 13:00～17:00

（利用定員）

第6条 事業所において提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は、合計10名とする。

（主たる対象者）

第7条 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、重症心身障害以外の障害児とする。

（指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの内容）

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

一 個別支援計画の作成

二 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援

（通所給付決定保護者から受領する費用）

第9条 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、こども家庭庁長官が定める基準額によるものとし、当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令において定める額とする。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用については利用者から徴収する。

提供するサービス	費用
おやつ代	130円／回
創作的活動に係る材料費	創作的活動費に係る材料費の実費
戸外活動の入園料等	戸外活動の入園料等の実費

3 前2項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付することとする。

4 事業所は第2項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、三鷹市とする。

(利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者及び保護者は、サービス利用当日に、体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、保護者の同意を得て、サービス内容を変更するなどの措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者等は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業所の協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待の防止のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 一 虐待防止に関する責任者の設置
- 二 苦情解決体制の整備
- 三 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- 四 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

(感染症等の予防及びまん延の防止)

第15条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の

各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施する。

（身体拘束等の禁止）

第16条 事業者は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（適切な職場環境維持）

第17条 事業者は、適切な指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（安全計画の策定等）

第19条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計

画に基づく取組の内容等について周知する。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第20条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。

2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行う。

（その他運営についての重要事項）

第21条 事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。